

Ⅱ 各種補助・助成制度

1 信用保証料の助成

(1) (一社)東京都トラック協会

1) 助成対象

- ① 景況の悪化等により、経営の安定に支障を生じている会員事業者で、セーフティネット保証(中小企業信用保険法第2条第5項第1～8号)に係る区市町村長の認定に基づき、信用保証協会の保証を受け、信用保証料の支払を行った会員事業者。
- ② 東日本大震災に伴う被害等に係る区市町村長等の「り災証明書」に基づき、信用保証協会の保証を受け、信用保証料の支払を行った会員事業者。

2) 金融機関の範囲

信用保証協会が貸付金等の債務の保証を行うすべての金融機関を対象とします。

3) 助成額

- ① 1事業者あたり、必要保証料の2分の1の額について20万円を限度額として助成します。限度額に達するまで再助成します。

ただし、東日本大震災関連保証の場合は、40万円を限度とし、限度額に達するまで再助成します。

- ② 公的機関等から助成がある場合は、その額を差し引いた金額が対象となります。

4) 適用期間

- ① 平成28年4月1日から平成29年2月28日までの間に信用保証協会が保証した日
- ② 平成28年1月1日から平成28年3月31日までの借入に対する信用保証料についても、当該助成の交付申請をしていない場合は助成の対象とします。

5) 助成手続

融資を受けた会員事業者は、信用保証協会への保証料の支払い完了後、「信用保証協会保証料助成申請書」に記入し、保証料計算書{保証決定のお知らせ(お客様用)}の写し及び区市町村長の認定書の写し、また、東日本大震災関連保証の場合は保証料計算書のほかに区市町村等が発行した「り災証明書」の写しを添えて、(一社)東京都トラック協会交付金会計部に提出してください。

6) 助成金交付申請期間

平成28年4月1日から常時受け付けます。ただし、最終申請期限は平成29年3月3日です。

7) 助成金の返納

助成金を受けた事業者が、融資の繰上償還を行った場合等で信用保証協会から保証料の返還を受けた場合には、返還額に相当する助成金を返納していただきます。

【 問合せ先 】

(一社)東京都トラック協会 交付金会計部

☎03-3359-4136